

ZuttoRide CycleCall会員規約

第1条（本規約の目的）

- 1.この規約は、ZuttoRide株式会社（以下「ZuttoRide」という）が運営するZuttoRide CycleCallの会員（以下「会員」という）に提供される特典及び会員の権利及び義務を定めたものです。
- 2.会員は、本規約を承認のうえ、これを遵守するものとします。

第2条（ZuttoRide CycleCallの定義）

ZuttoRide CycleCallは、「自転車オーナーの皆様にずっと自転車に乗りつづけていただきたい」という主旨のもと、自転車のロードアシスタンスサービスおよび付帯する自転車賠償責任保険を提供することを目的としています。

第3条（事務局）

事務局は、ZuttoRide内に設置します。

第4条（入会）

- 1.ZuttoRideに直接入会申込を行うことで会員になることができます。
- 2.「対象車両」は、入会時に申請した防犯登録番号が記載された防犯登録ステッカーが貼付された自転車1台とします。一輪車、身体障害者用車いす、幼児用3輪以上の車は含みません。
- 3.1,2の自転車の所有者又は使用者（以下、「自転車オーナー」という）は、所定の利用申込手続きを行い、入会を事務局が承認した方（個人のみ）を会員とします。
- 4.事務局は、自転車オーナーから入会の申込みを受けた場合、必要な審査・手続きをした後に、入会の申込みを行った自転車オーナーを会員として登録します。ただし、入会の申込みを行った自転車オーナーが次の各号のいずれかに該当する場合には、事務局は、その登録を拒否することができます。
 - (1) 入会申込書に虚偽の記載又は重大な記載漏れがあった場合
 - (2) 過去に本サービスの会員の登録を取り消されたことがある場合
 - (3) 会員が本規約の全部又は一部を承諾しない場合
 - (4) その他事務局が会員登録をすることを不適当と判断する場合

第5条（年会費）

- 1.会員には、事務局が定める年会費をお支払いいただきます。
- 2.年会費が所定の時期までに支払われなときは、入会申込みは取り消されたものとみなします。また支払われた年会費は、退会その他の理由の如何に関わらず、返却されないものとします。
- 3.ZuttoRideは、年会費請求を口座振替・クレジットカード決済等により行うことができるものとします。
- 4.年会費は、毎年見直され変更されることがあります。会員は予めその旨を了承するものとします。

第6条（登録手続きと会員証の交付）

- 1.事務局は、会員が第4条および第5条に記載された入会手続きを完了した後、会員証を発行します。

第7条（会員資格の有効期限）

有効期限は、サービス開始希望日か年会費の支払いが確認できた日のどちらか遅い日付を加入日とし、それから1年間となります。自転車賠償責任保険の有効期限は、加入日の翌日午前0時より1年後の同一日付の前日の午後12時となります。

第8条（会員資格の継続）

会員は、7条に定める有効期限の満了時に会員登録の継続を希望するときは、別途定める更新手続きを行うものとし、これを行わなかった場合には、当該会員は、有効期限満了日をもって会員資格を喪失するものとします。また、前会期に会員として相応しくない事例があった場合や、ZuttoRideおよびその関係者に対し著しい損害を与えた場合、継続を拒否することができるものとします。

第9条（会員特典）

- 1.会員は事務局の定める会員特典（詳細は後述の自転車ロードサービス規約、自転車賠償責任保険概要を参照）を受けることができます。
- 2.会員は、対象車両搬送サービスプランおよび自転車賠償責任保険付き対象車両搬送サービスプランに加入することができます。

第10条（権利譲渡等の禁止）

会員は、本規約上の権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡、質入、貸与等することはできません。

第11条（届出）

会員は、入会申込書の記載事項に変更が生じた場合、速やかに電話・FAX・Eメールなどの手段により事務局に届出を行うものとします。変更の届出がない場合、変更前の住所、電話番号に対する当社からの通知、連絡等をもってこれらが到達したものとしてみなします。

第12条（車両入替）

車両の入替を希望する場合、事務局に電話・Eメールなどの手段により新たな防犯登録番号を申し出ることにより、車両入替をすることができます。複数台所有の場合、一契約で複数台の車両を交互に入替しながらの本サービスの利用はできません。

第13条（プラン変更）

期間中のプランの変更は、更新時に限り認められます。

第14条（解約・退会）

会員は、有効期間満了前に解約・退会を希望する場合、ZuttoRideに電話・Eメールなどにより申し出ることにより、解約・退会することができます。その際、事務局は、既に支払われた年会費等を一切返還しません。

第15条（登録取消し）

事務局は、会員が次の各号のいずれかに該当する場合、なんらの通知又は催告もせず当該会員の登録を取り消すことができます。その際、事務局は、理由の如何を問わず既に支払われた年会費等を一切返還しません。

- (1)本規約に違反した場合
- (2)申込み後に第4条4項の申込み拒否事項に該当することが判明した場合、又は申込み後に同項の申込み拒否事項に該当するに至った場合
- (3)年会費その他の費用の支払を怠った場合
- (4)サービス運営の妨害その他ZuttoRide・提携会社又は事務局との信頼関係を著しく害する行為を行った場合

第16条（入会資格の喪失）

会員が有効期限満了日前に自転車オーナーでなくなったときには、当該会員は本サービスを利用できなくなる場合があります。この場合であっても、事務局は、既に支払われた年会費等を一切返還しません。また、当該会員は、7条に定める有効期限の更新手続を行うことができません。また、以下の場合、会員資格は喪失されます。また、ZuttoRideは即時サービスの提供を停止いたします。また、理由の如何を問わず既に支払われた年会費等を一切返還しません。

- ①不正な行為があった時
- ②ZuttoRideおよびその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた時
- ③会員が脱会を申し出た時または会員が死亡した時
- ④会費を期日までに納入しなかった時
- ⑤会員が対象車両の所有権を喪失した時
- ⑥その他ZuttoRideが会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある時
- ⑦サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
- ⑧サービス利用時において、ZuttoRideまたは提携会社に対して電話を長時間掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、ZuttoRide及び提携会社の業務を妨害または、業務に支障を与えた場合
- ⑨利用者の対応、態度、行動等から判断し、適正にサービスを提供する事が困難であると判断した場合
- ⑩サービスを行う際に、ZuttoRideまたは提携会社の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害する恐れがあると判断した場合
- ⑪会員が暴力団関係者、その他反社会勢力に該当する場合

第17条（責任）

- 1.会員は、自己の責任において、本サービスを利用することとします。
- 2.会員が本サービスの利用に関して他の会員、事務局、ZuttoRide、提携会社、およびその他の第三者に損害を与えた場合には、会員は、自己の費用と責任をもってその損害を賠償することとします。

第18条（本規約の変更）

ZuttoRideは、その都度事前または事後に会員に対して文書による通知またはZuttoRideのホームページに掲載すること等の手段によりこの規約を変更できるものとし、会員はその旨を予め了承するものとします。この場合ZuttoRideは会員に対し、損害賠償責任は負わないものとします。

第19条（協議事項）

本規約に定めのない事項又は本規約の解釈につき疑義が生じた事項については、ZuttoRideおよび事務局の決するところによるものとします。

第20条（個人情報）

1. 個人情報の利用目的

本サービスの管理・運営にあたりお客様からご提供いただく個人情報を、以下の目的の範囲内で利用します。

- (1)お客様よりご依頼を受けた各種サービス（保険業務・サポート業務・アンケート入力代行）をご提供するため
- (2)お客様に対して各種情報及び販促品等をご案内・ご提供するため
- (3)(1)に於ける各種サービス等のご提供前または後に、アンケート・その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際のため
- (4)お客様から委託された受注・出荷サービス等を行うため
- (5)お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えするため
- (6)お客様との電話対応の品質向上のため
- (7)本サービス取次店からお客様に対して各種情報及び販促品等をご案内・ご提供するため
- (8) その他、本サービスを適切かつ円滑に運営するため

2. 個人情報の開示・提供

前項各号の目的の達成に必要な範囲で、お客様の個人情報を当社の業務等を委託する第三者に対し開示し、提供いたします。また、お客様からのご相談・ご連絡内容の正確性を保つために、通話内容を録音いたします。なお、当社がお客様の個人情報を外部に開示・提供する委託及び提供先は、以下のとおりです。

【委託先】

対象車両搬送対応	対象車両搬送サービス登録店/本サービスの取次店
会員募集の代行	本サービスの取次店

【提供先】

提供目的	補償手続きの適切かつ円滑な運営のため
提供項目	氏名、住所、その他手続きに必要な項目
提供手段又は方法	書面を提出
提供先	本手続きの関係者（損害保険会社、その他、必要な関係先）

上記の場合を除き、お客様の個人情報を事前の同意なく外部の第三者に提供することはありません。ただし、法令により開示を求められた場合、裁判所・警察等の公的機関、又は弁護士会から法律に基づく正式な照会を受けた場合はこれに当たりません。

3. 情報提供の任意性

個人情報のご提供は、任意です。ただし、ご提供いただけなかった場合、ご入会、必要なサービス提供、および補償金をお支払いできなくなる場合がございます。あらかじめご了承ください。

4. お客様の個人情報の保護対策

- (1)ZuttoRideは、保有する個人情報に厳重な安全対策を施します。
- (2)個人情報管理責任者を任命し、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう適切な監督を行います。
- (3) ZuttoRideの従業員に対して個人情報保護に関する教育を定期的に行います。

5. 業務委託先の監督

ZuttoRideがお客様の個人情報の取扱いを外部に委託する場合は、個人情報の管理についてZuttoRideが設定する安全対策基準を満たす事業者を選定し、別途、安全管理に必要な契約を締結したうえで委託します。また、お客様の個人情報の安全管理が図られるよう委託先に対し適切な監督を行います。

6. ZuttoRideの個人情報管理責任者（「個人情報保護管理者」）

役職：取締役（個人情報管理担当）/連絡先：052-261-6701（平日10:00～19:00 年末年始を除く）

7. お問い合わせ、訂正・利用停止等

ZuttoRideが保有するお客様の個人情報の開示、その内容の訂正もしくは削除等については、下記お問い合わせ窓口までご連絡ください。

【個人情報の取り扱いに関するお問い合わせ・相談窓口】

苦情相談窓口担当まで TEL：052-261-6701(平日10:00～19:00年末年始を除く)

e-mail：p-info@zuttohide.co.jp

ZuttoRide CycleCall自転車ロードサービス規約

この規約（以下「本規約」という）は、ZuttoRide CycleCallに加入した会員に対して提供する対象車両搬送サービス（以下「本サービス」という）について定めたものです。ZuttoRide CycleCall会員規約において定義された用語は、文脈上別段の意味に解すべき場合を除き、本規約においても同様の意味を有します。

第1条（本サービスについて）

- 1.本サービスは、ZuttoRideが運営します。
- 2.本サービスとは、日本国内の対象地域で発生する、別途定める車両事故や車両故障の際に会員が本規約に従いZuttoRideが提供する対応サービスをいいます。

第2条（本サービスの提供）

1.サービスの対象

会員は、本規約及びZuttoRide CycleCall会員規約を承諾のうえ、本サービスの提供を受けるものとします。

2.対象車両

- (1)会員は、本サービスに登録した防犯登録番号が記載された防犯登録ステッカーが貼付された自転車（以下「対象車両」という）について受けることができます。
- (2)会員は、ZuttoRideに申請し、所定の手続によって認められた場合、会員の所有する対象車両について、本サービスを受けることができます。

3.サービスの利用

- (1)本サービスを利用する場合、会員はZuttoRideへ会員番号・会員氏名・防犯登録番号・車両情報・現場住所・トラブル内容などを連絡し、トラブル現場にて会員証を提示します。会員証の提示がない場合、本サービスが提供できないことがあります。
- (2)ZuttoRideは、本サービスの提供に必要な場合、身分証の提示や必要な情報の提供を会員に求めることができるとし、ZuttoRideから要請があった場合、会員は要請に応じ必要な提示や提供を行うものとします。会員が必要な提示や提供を行わない場合、本サービスが提供できないことがあります。

4.サービスの終了

- (1)本サービスの会員登録が取り消された場合、サービスの提供は同時に終了するものとします。
- (2)会員が登録車両の所有権または使用权を喪失した場合、本サービスの提供は同時に終了するものとします。
- (3)本サービスが終了した場合といえども、本サービスの終了までに完了していない本サービスの対価がある場合、会員の当該対価の支払い義務は有効に存続するものとします。

5.本規約の廃止・変更

ZuttoRideは、その都度、事前または事後に会員に対して文書による通知またはZuttoRide CycleCallのホームページに掲載すること等の手段により本規定を廃止・変更できるものとし、会員はあらかじめその旨を了承するものとします。

6.本サービスの責任

- (1)天候や道路状況、作業混雑状況などにより作業車が遅れるまたは現地に到着できないことがあったとしても、ZuttoRideは、一切の責任を負いかねます。
- (2)沖縄本島・淡路島以外の離島、林道・競技場などは、本サービスの提供対象外地域となります。また、公道以外の場所も対象外となります。
- (3)ロードレースやトライアスロンなど、競技中に発生した事故・故障はサービス対象外となります。
- (4)崖や海・川・水路・側溝・道路外等転落した自転車や、室内・地下の吊上作業は、ZuttoRideでサービス提供が難しいと判断した場合、提供ができない場合がございます。
- (5)対象車両を搬送する車両への会員の同乗は、できない場合がございます。
- (6)ZuttoRideは、緊急レスキューを第一優先にサービスを提供しています。緊急性を要しない場合は、事故・故障に起因する内容であっても優先度は低いものとみなし、通常の会員サービスよりも時間を要する予約作業としての取扱いとなり、翌日以降のサービス提供となる場合がございます。また、原則搬送先のショップ営業時間帯での対応となります。

7.免責

事務局、提携会社及びZuttoRideは、本サービスの利用または利用できなかったことにより発生した会員または第三者の損害に対し、故意または重大な過失がない限り、いかなる責任も負わないものとします。

第3条（対応サービス）

本サービスには、以下のサービスが含まれています。

(1)対象車両搬送サービス

会員は、ZuttoRideに所定の手続きを行い、対象車両を自転車店又は自宅など指定の場所まで搬送する場合にZuttoRide指定の業者による搬送サービスを受けることができます。なお、無料搬送サービスは期限内で4回までとなり、また、同一のトラブルに対して1回のみとなります。

- ①【プランS】搬送距離50km
- ②【プランM】搬送距離60km
- ③【プランL】搬送距離100km

※無料距離は実走距離となります。いずれのプランも1回あたりのレッカー搬送距離で規定無料距離を超過する場合の費用は1kmあたり550円（税込）とします。距離換算は実際にレッカー車で搬送した実走距離となります。

※期限内で本サービスを5回目以降利用する場合は、実費負担となります。

(2)次のいずれかに該当する場合は、本サービスは提供されません。ただし、会員からの要請がありかつ

ZuttoRideが認めた場合において、ZuttoRideは、別途定める料金を会員が負担することを条件として自転車ロードサービスを提供することができるものとします。

- ①会員本人以外からの依頼の場合（特別に本人が連絡できない事情があるとZuttoRideが認めた場合は除く）
- ②登録車両以外の車両の場合
- ③事故・故障に起因しない場合
- ④自力走行可能な場合（走行に支障が出る明確な症状が現れていない場合）
- ⑤会員資格発生前に起きた事象によるトラブルの場合（事後入会禁止）
- ⑥自然災害（地震・噴火・風水災）・火災・爆発・戦争・暴動などに起因する場合
- ⑦点検・整備等を目的とする場合
- ⑧リコールの場合
- ⑨ZuttoRide以外の業者にレッカーを手配した場合
- ⑩6ヶ月を超える期間の保管または放置に起因する場合
- ⑪一度の事故・故障に対し、2回目以降の再依頼の場合
- ⑫会員自身により改造・修理を行ない、自力走行不能となった場合
- ⑬会員が病気・怪我等により運転できない場合（レッカー依頼の原因となった事故による怪我を除く）
- ⑭事故の相手方または保険会社が費用を負担する場合
- ⑮会員が、飲酒運転などにより正常な運転ができない場合
- ⑯林道など通常の走行に不適切な場所に対象車両がある場合
- ⑰本サービスの提供が不可能な場所に対象車両がある場合
- ⑱本サービスを行うことによって、会員、本サービスに従事する者または第三者の生命、身体、財産その他の権利益を侵害する恐れがあるとZuttoRideが判断した場合
- ⑲会員が本規約に違反した場合または本規約に反する利用をしようとした場合
- ⑳会員が本サービスの利用にあたり、虚偽の情報をZuttoRideに提供した場合
- ㉑その他、本サービスを適正に提供することが困難であるとZuttoRideが判断した場合
- ㉒車両売却や引越しを伴う車両搬送の場合
- ㉓加入時に対象車両であってもその後の改造等でZuttoRideがサービスを提供する条件を満たしていないと判断した場合
- ㉔契約期間内にロードサービスを5回以上使用した場合

(3) 対象車両搬送サービスの注意事項

- ①搬送距離200km（直線距離でなくZuttoRideの調査した実走距離）を超過する場合、対象車両を店舗または自宅へ戻すための長距離搬送は、数日から数週間の時間を要する場合があります。
- ②搬送に関して希望される日時に添えない場合があります。
- ③車両の積込から搬入までの作業中の車両の汚損等は補償対象外となります。

ZuttoRide CycleCall自転車賠償責任保険概要（引受保険会社：三井住友海上火災保険株式会社）

本サービスのプランM、プランLには、自転車搭乗中に生じた賠償責任を最大1億円まで補償する自転車賠償責任保険が付帯されています。

<保険金をお支払いする場合>

本サービスに登録の自転車に搭乗中の第三者賠償事故。ただし、本サービス登録の本人に限る。

※他の保険契約または共済契約から保険金が支払われている場合には、保険金を差し引いてお支払いすることがあります。

<保険金をお支払いしない場合>

- 1.本サービス加入者の故意によって生じた損害賠償
- 2.本サービス加入者の親族への損害賠償
- 3.地震・噴火・洪水・津波等の天災に起因する損害賠償等
- 4.戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動による損害賠償
- 5.本サービス加入者の職務、業務遂行に直接起因する損害賠償
- 6.本サービス加入者が所有、使用または管理する財物の損壊によって、その財物につき正当な権利を有する者に対して負担する損害賠償
- 7.自転車を用いて競技中の選手同士の事故による損害賠償

※詳細は取扱代理店までご照会ください。

<示談交渉サービス>

日本国内において発生した賠償事故について会員の申し出があり、かつ被害者の同意が得られれば、原則として会員のために示談交渉を引受けます。また、賠償事故で保険金が支払われる場合、被害者が保険金相当の損害賠償額を保険会社へ直接請求することもできます。

<示談交渉を行うことができない場合>

- 1.相手の方が当社との交渉に同意されない場合
- 2.相手の方との交渉に際し、正当な理由なく本サービス加入者が当社への協力を拒んだ場合
- 3.本サービス加入者に対する損害賠償請求に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

本保険商品に関するお問い合わせは

取扱代理店

ZuttoRideインシュアランス株式会社

〒460-0012 名古屋市中区千代田二丁目6番16号 共信ビル5F

TEL：052-261-6400（平日10:00～19:00 年末年始を除く）

FAX：052-261-6702

2019年1月1日制定

2019年10月1日改定（消費増税に対応）